

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 13 日現在

機関番号：13801

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2016

課題番号：26380030

研究課題名（和文）憎悪表現（ヘイトスピーチ）の規制をめぐる諸問題についての比較憲法学的考察

研究課題名（英文）A Comparative Constitutional Analysis on Issues surrounding Hate Speech Regulation

研究代表者

小谷 順子（Kotani, Junko）

静岡大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：40359972

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：平成26年度には、憎悪表現の規制をめぐる憲法上の問題のうち、アメリカとカナダの規制をめぐる議論を整理して論文としてまとめたうえで、憎悪思想に基いて暴力行為に従事するテロ組織に対する規制をめぐる憲法問題にも焦点を当て、その検証結果を論文としてまとめた。平成27年度には、アメリカの公共交通機関における憎悪表現広告の規制をめぐる一連の訴訟の動向の分析を行った。平成28年度は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が制定されたことを受け、同法の憲法上の問題点を検証し、学会報告を行ったほか、英語の論文も公表した。

研究成果の概要（英文）：In FY2014, I analyzed the cases and articles on hate speech regulation in the U.S. and Canada as well as the regulations of foreign terrorist organizations under the U.S. Code. In FY2015, I researched the law suits regarding the regulation of hate advertisements on public transportation systems in the U.S. The FY2016 began with the enactment of the Hate Speech Elimination Act. I analyzed the text and the impact of the Act and presented the paper at academic conferences in Japan and the U.S.

研究分野：憲法

キーワード：憲法 表現の自由 差別 ヘイトスピーチ 憎悪表現

1. 研究開始当初の背景

1965年に国連総会で採択された人種差別撤廃条約は、その第4条で、人種・民族差別を煽動する憎悪表現(ヘイト・スピーチ)の法規制を求めており、同条約の下、欧州諸国及びカナダは憎悪表現の法規制を導入している。一方、日本及びアメリカは、1990年代前半に同条約に加入したが、憎悪表現の規制は表現の自由の保障に抵触しうるとの前提に立ち、第4条については留保したうえで、法規制を導入してこなかった。そして、本研究の開始時点では、日本国内において、憎悪表現の発信が社会的に注目されるようになっており、その規制の必要性及び妥当性が議論されていた。

憎悪表現の規制に関して、アメリカでは、1992年のRAV判決において、「喧嘩言葉」に該当する憎悪表現を禁じる条例が違憲と判断されたが、同判決の射程は、後続の判決を通して限定されている。1993年のミッチェル判決では、人種的憎悪を動機とした犯罪に刑罰を加重する法律が合憲と判断され、2003年のブラック判決では、十字架を燃やす行為を明文で禁じる州法が合憲と判断されている。

一方、カナダでは、多文化主義を規定する憲法の下、刑法と人権法の双方で憎悪表現規制を設け、1990年の連邦最高裁判決では、刑法と人権法の規制がともに合憲と判断されたが、その後、連邦議会の主導により、2013年に人権法による憎悪表現規制の廃止法案が成立するに至った。

アメリカやカナダの憎悪表現規制に関する判例及び学説について、これまでの研究は、法理論的に憎悪表現規制を正当化しうるかを検証・分析するものが多く、各国の具体的な憎悪表現規制の実態をふまえた研究や、国際社会におけるテロ対策の一環としての憎悪表現規制の問題に着目した研究が、十分になされていなかった。

そこで、本研究では、第一に、カナダの人権法に基づく憎悪表現規制が廃止されるに至った経緯に注目することとした。人権法に基づく憎悪表現の規制に対しては、法違反者(表現発信者)の表現の自由及び適正手続の保障の不十分さへの批判があった。本研究では、ここに着目し、カナダの人権法による憎悪表現規制の憲法上の問題点に焦点を当て、人権法による憎悪表現規制の憲法上の問題点を検証することをめざした。

一方、近年、憎悪表現の規制が設けられている国において、差別団体やテロ組織がそうした規制を根拠に次々と訴訟を提起したうえで、賠償金を勝ち取って活動資金としたり、勝訴の事実を組織の宣伝に用いるといった例もみられる。法制度を駆使したこうした戦法は、武器等を用いた従来型の「warfare(戦闘)」になぞらえて「lawfare(法的闘争)」と称されることがあり、カナダの人権法の憎

悪表現規制が廃止された背景には、lawfareに対する警戒感があったとも言われる。日本でも憎悪表現の規制を導入するのであれば、こうした側面についても検証しておく必要があることから、本研究では、第二の課題として、lawfareの問題にも焦点を当てることとした。

2. 研究の目的

本研究は、上述のとおり、アメリカ及びカナダにおける憎悪規制の規制をめぐる憲法論争のうちの検証が不十分な論点、すなわち、【課題1】人権法による憎悪表現規制の問題点、【課題2】憎悪表現規制を利用した「法的闘争(lawfare)」と称される事象をめぐる議論を検証したうえで、【課題3】両国の憎悪表現規制をめぐる議論のいかなる部分を日本に導入しうるのかを見極めることを目的に実施した。この研究を通して、日本国内の憎悪表現の規制をめぐる議論や表現の自由の法理の展開に有益な視点を提供することをめざした。

3. 研究の方法

代表者は、これまでに、アメリカとカナダの憎悪表現規制をめぐる判例と学説の分析を行ってきたが、本研究では、これまでの研究成果をふまえ、上述のとおり、【課題1】人権法による憎悪表現規制の問題点の検証、及び【課題2】「lawfare(法的闘争)」とされる事象をめぐる議論の検証・分析を行うとともに、【課題3】アメリカ及びカナダの議論の日本への応用可能性の検討も行った。

本研究の遂行に際しては、これまでの調査・研究で収集した資料を最大限に活用しつつ、【課題1】及び【課題2】については、通常のアメリカ法及びカナダ法の研究手法に則り、オンラインの各種法律情報提供サービス(LexisNexis及びHeinOnline)を利用して新たな判例や論文を調査・検証したほか、新たに購入した書籍も閲覧した。また、【課題3】では、アメリカとカナダに関する研究成果をふまえ、日本国内の法制度、判例、及び学説を検証した。

4. 研究成果

(1)平成26年度

当該年度には、人権法による憎悪表現の規制をめぐる問題点を中心に検討を行ったうえで、アメリカ及びカナダにおける規制をめぐる議論を論文としてまとめて公刊した。具体的には、金尚均編『ヘイト・スピーチの法的研究』(法律文化社)において2つの項目(「第5章 表現の自由の限界」及び「第6章 言論規制消極論の意義と課題」))を執筆して公刊したほか、規制消極論に焦点を当てた単著論文として、「憎悪表現(ヘイト・ス

スピーチ)規制消極論とその背景」(法と民主主義 490号収録)も公刊した。

さらに、憎悪思想に基づく「表現」の発信に対する規制をめぐる問題から一步先に進み、憎悪思想に基づく「暴力行為」に従事するテロ組織に対する規制をめぐる憲法問題にも焦点を当てて検討を行った。具体的には、アメリカ連邦法に基づくテロ組織規制と表現の自由の保障との整合性を検証したうえで、書籍収録単著論文(「外国テロ組織(Foreign Terrorist Organization)に対する実質的支援を禁じる連邦法の合憲性をめぐるアメリカ合衆国連邦最高裁判決」大沢秀介・小山剛編『フラット化社会における自由と安全』(尚学社))として公刊した。諸外国にみられるテロ組織は憎悪思想に基づく暴力集団という側面も有しており、こうした集団に対する法規制に含まれる憲法上の問題点を検証することは、今後の日本のテロ対策法制のあり方を検討するうえでも有意義である。

また、10月に、ジョージタウン大学ローセンター(アメリカ)において、「Hate Speech Regulation in Japan」と題する英語の講演を行い、日本における憎悪表現規制をめぐる議論の紹介を行った。

(2)平成 27 年度

当該年度は、憎悪表現発信者による司法制度及び訴訟制度の活用という点に着目し、アメリカ国内で現在問題となっているところの、地方公共団体等の運営する地下鉄・バス等の公共交通機関における憎悪表現広告の規制をめぐる一連の訴訟の動向の分析を行い、その成果を、「公共交通機関における政治的憎悪表現広告の規制---アメリカ合衆国憲法修正 1 条「表現の自由」と「Lawfare?」」という題目の下、慶應義塾大学で開催された「市民生活の自由と安全」研究会にて報告した。当該問題は、公権力によって表現活動の場として提供されたフォーラムにおける表現内容規制の問題である点、公共交通の安全確保に関わる問題である点、さらに、訴訟の提起それ自体が表現活動という側面を有している点において、今後の憎悪表現規制の可否・是非の議論に対して有益な示唆を与えることが分かった。さらに、当該年度には、表現内容規制に関する判例分析の執筆(判例集の一項目)も行った。

さらに、当該年度には、憎悪表現規制の比較対象国を当初の予定のアメリカ及びカナダから拡大し、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、フランス、及びドイツを含む先進諸国についての法規制の現状の調査も行った。このように参照対象国を広げることにより、今後の効果的な比較憲法研究の基盤を整えた。

(3)平成 28 年度

当該年度は、アメリカ及びカナダの議論の日本への応用可能性の検討を予定していた

ところ、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が制定されたことから、両国の議論に照らしつつ、同法の憲法上の問題点についての検証を行った。

検証の結果、当該新法は、憎悪表現を直接に規制するものではない点において、表現の自由の保障に配慮したものであるが、このことは、憎悪表現の害悪に十分に対処できないとの批判にもつながること、同法の「不当な差別的言動」の定義が国際条約や諸外国の憎悪表現の定義と大きく異なることから、恣意的な表現統制のおそれも指摘しうること、同法制定後の実務状況を見ると、極めて攻撃的な言論の発信を抑制する効果が生じているようであるが、その反面、このことは、表現統制が生じているとする評価にもつながること、などが明らかになった。

本研究の成果については、比較憲法学会第 28 回研究会において、「憎悪表現(ヘイトスピーチ)への対応と憲法」と題して日本語での報告を行ったほか、アメリカの L S A 年次大会において「Hate Speech in Japan」と題して英語での報告も行ったうえで、英語の単著論文「A Comment on Hate Speech Regulation in Japan after the enactment of the Hate Speech Elimination Act of 2016」(静岡大学法政研究 21 巻 3・4 号)として公刊した。

表現の自由の保障と人種差別の解消という二つの目標の調整に際しては慎重さが求められるところ、本研究では、当該問題に関する一つの検証結果を、国内外に向けて日本語と英語の双方で提示することができた。

5. 主な発表論文等 (研究代表者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

Junko Kotani, “A Comment on Hate Speech Regulation in Japan after the Enactment of the Hate Speech Elimination Act of 2016”, *Shizuoka University Journal of Law and Politics*, v.21, no.3&4, pp.1-11(2017) (静岡大学法政研究 21 巻 3・4 号 1(228)-11(218)頁(11 頁)(2017 年) 査読無し

小谷順子「憎悪表現(ヘイト・スピーチ)規制消極論とその背景」法と民主主義 490 号 4-7 頁(2014 年) 査読無し

小谷順子「外国テロ組織(Foreign Terrorist Organization)に対する実質的支援を禁じる連邦法の合憲性をめぐるアメリカ合衆国連邦最高裁判決」大沢秀介・小山剛編著『フラット化社会における自由と安全』204-220 頁収録(尚学社、2014 年) 査読無し

〔学会発表〕(計 2 件)

小谷順子「憎悪表現（ヘイトスピーチ）への対応と憲法」比較憲法学会第28回研究会、2016年10月23日、立教大学（東京都豊島区）

Junko Kotani, "Hate Speech in Japan", Law and Society Association 年次総会、2016年6月2日、ルイジアナ州ニューオーリンズ市（アメリカ）。

〔図書〕（計1件）

金尚均編『ヘイトスピーチの法的研究』（法律文化社、2014年、全186頁）（小谷順子執筆箇所：「第5章 表現の自由の限界」74-89頁、「第6章 言論規制消極論の意義と課題」90-106頁）

〔その他〕（計1件）

国際会議における招待講演：

Junko Kotani, "The Scope of the New Anti-Hate Speech Act in Japan". 韓国通信基準委員会 (KCSC) による招待を受け、2016 KCSC International Roundtable にて講演を行った。（2016年11月16日、ソウル市（大韓民国））

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小谷 順子 (Kotani, Junko)
静岡大学・人文社会科学部・教授
研究者番号：40359972